

(平成22年12月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶所有者Aにおける資格取得日に係る記録を昭和60年5月1日に、資格喪失日に係る記録を同年12月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年5月は11万円、同年6月から同年11月までは19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年5月2日から同年12月31日まで
② 昭和62年5月26日から63年1月19日まで
③ 昭和63年6月24日から64年1月5日まで
④ 平成元年6月2日から同年12月29日まで
⑤ 平成2年5月9日から3年2月5日まで

夫の船員手帳には、申立期間①において船舶所有者Aが保有するB丸に、申立期間②から④までにおいて船舶所有者Cが保有するD丸に、申立期間⑤においてE社のF丸に乗船した記録がある。乗船記録はいずれも電話級通信士となっており、船員保険にも加入していたはずなので、申立期間①から⑤までにおいて、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が所持する船員手帳には、申立期間①から⑤までに係る雇入、雇止年月日が記載されているが、これは船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではないため、申立人の妻が所持す

る船員手帳に記載の雇入年月日及び雇止年月日をもって、直ちに船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日の根拠とすることができない。

船舶所有者Aに係る申立期間①について、船員手帳の記載事項及び同僚の供述から、申立人が申立期間①においてB丸に乗船していたことが推認できる。

また、当該船員手帳には、船舶所有者Aが保有するB丸で電話級通信士として同時季に乗船した記録が申立期間①を含め4期間記載されているところ、申立期間①を除く3期間については、いずれも船員保険被保険者としての記録が確認できる上、B丸の同僚は、「申立期間を含め、船には8人ほど乗っていたが、全員を船員保険に加入させていたはずであり、特に通信士や機関士などの役が付いている人は必ず加入させていたはずだ。」と供述している。

さらに、複数の同僚が供述している当時のB丸の乗船者数と、船員保険被保険者原票で確認できる船員保険被保険者数とがおおむね一致することから、当時、B丸においては、ほぼ全ての船員が船員保険に加入していたと推認される。

加えて、申立期間①に係る船員保険被保険者の記録が確認できる同僚7人は、いずれも昭和60年5月1日に船員保険被保険者の資格を取得し、同年12月31日に資格を喪失していることが確認できる上、船員手帳では前述の3期間の雇入年月日は、それぞれ57年5月6日、58年5月2日、59年5月8日と記載されているところ、オンライン記録では、船員保険の被保険者資格取得日は57年、58年、59年のいずれにおいても5月1日となっている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、船舶所有者Aにおいて昭和60年5月1日に船員保険の被保険者資格を取得し、同年12月31日に資格を喪失したと認められ、申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立期間①前に複数存在する申立人に係る船舶所有者Aでの船員保険被保険者記録及び申立期間①に係る同僚の船員保険被保険者記録から、昭和60年5月は11万円、同年6月から同年11月までは19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の親族は、「本人からは当時の状況を聞ける状態ではなく、当時の船員保険の資料が無いため不明。」と回答しているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る申立期間①の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、船舶所有者Cに係る申立期間②から④までについては、事業主は既に死

亡しており、事業主の親族は、当時の資料は無いと回答しているほか、当該期間において申立事業所の船員保険被保険者記録がある複数の者に照会したが、当該期間において申立人と一緒に勤務したことを確認できる者はおらず、申立内容を裏付ける関連資料及び供述を得ることはできなかった。

また、事業主の親族で、自身も申立事業所に係る船員保険被保険者記録がある者は、「船員保険の手続は事業主が行っていたが、船の経営状態により船員保険に加入させない場合もあった。身内の私にも船員保険に加入していない期間が複数ある。」と供述している。

さらに、申立事業所における船員保険被保険者名簿に申立人の記録は無く、申立期間②から④までにおいて申立事業所に係る被保険者証記号番号に欠番や乱れも無い。

E社に係る申立期間⑤について、同社と合併したG社は、「申立人の雇用記録は残っていない。申立人を平成2年5月に雇い入れたが、その直後、本人の都合などの理由で下船し、本人から船員手帳の返却を求められなかったため、そのまま船は出港してしまい、操業後に本人に手帳を返却したと推測される。」と回答しているところ、申立人の妻は、「夫の乗船時のことについては記憶が無い。そのような状況もあったかもしれない。」と供述している。

また、申立期間⑤において、申立事業所の船員保険被保険者記録がある複数の者に照会したが、申立人を知る者はおらず、申立内容を裏付ける関連資料及び供述を得ることはできなかった。

さらに、G社から提出された船員保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書には申立人の名前は無く、申立期間⑤において申立事業所に係る被保険者証記号番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間②から⑤までにおける船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間②から⑤までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手国民年金 事案 672

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から38年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月から38年9月まで
私は、昭和36年の国民年金の制度発足当初から、国民年金に加入し、国民年金保険料を町内会の納付組織へ納めていたので、申立期間が未加入とされ、納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の制度発足当初、国民年金の加入を町内会長に勧められ、加入手続を行ったとしているところ、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、A町（現在は、B市）において、昭和36年1月17日に申立人の父親と連番で払い出されている。

しかしながら、申立人は、制度発足時の昭和36年4月1日から船員保険被保険者であった上、年金事務所保管の国民年金被保険者台帳異動整理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は「取消し」と記録されている。

また、申立人は、自身が所持する年金手帳の国民年金欄には「記号番号及び被保険者となった日」の記載は無いとしており、B市では、申立人に係る国民年金被保険者名簿は無いと回答している上、申立人は、申立期間当時、A町から住所を移動しておらず、同町以外に住民登録をしていないなど、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

これらを踏まえると、申立期間は国民年金の未加入期間と推認され、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間当時、町内会長が集金に来て国民年金保険料を納付したとしているが、B市によると、申立人が当時居住していた地域における保険料の納付組織である国民年金協力会は、申立期間より後の昭和

40年4月に発足し、それ以前は個人ごとに保険料が納付されていたとしている。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年12月から5年3月までの期間及び同年5月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年12月から5年3月まで
② 平成5年5月から同年10月まで

申立期間当時、私は大学生で収入が無く、父親の援助で私が国民年金保険料を納付したり、母親が納付書を預かって納付したりして、全て納付した。したがって、申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親は、申立人の国民年金保険料については、二人のうちいずれかが、全て納付したはずだとしているが、申立人が申立期間当時、住民登録していたA市において、毎年度作成されていた国民年金保険料の「収納者リスト（年金用）兼検認票」によると、申立期間の保険料は未納となっており、オンライン記録と一致している。

また、申立人が所持している国民年金保険料の納付書・領収証書によると、平成5年11月から7年3月までの保険料は、7年12月29日に一括で過年度納付されたことが確認できるところ、当該納付時点において、申立期間②に係る保険料は時効により納付できない状況であった上、申立人が現年度納付したことをうかがわせる形跡が見当たらない。

さらに、申立人及び申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 674

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 11 月から 55 年 1 月までの期間、同年 2 月から同年 11 月までの期間及び同年 12 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 11 月から 55 年 1 月まで
② 昭和 55 年 2 月から同年 11 月まで
③ 昭和 55 年 12 月から 61 年 3 月まで

年金記録を確認したところ、申立期間①及び③が未加入期間、申立期間②が未納期間となっていた。私は、勤めていた会社を退職し、申立期間において、国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していたはずだが、納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳によると、申立人は、昭和 55 年 2 月 29 日に任意加入者として国民年金被保険者資格を取得したこと、同年 12 月 2 日に被保険者資格を喪失したこと、及び 61 年 4 月 1 日に第 3 号被保険者資格を取得したことが確認できること、同年金手帳の記録は、A 市作成の国民年金被保険者名簿、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録と一致している。このことから、申立期間①及び③は、国民年金の未加入期間と推認され、当該期間に係る納付書が発行されることは無く、当該期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立期間②について、A 市作成の国民年金被保険者名簿によると、昭和 55 年 3 月 3 日及び同年同月 31 日に納付書が交付された旨の記載が確認できることから、申立期間②に係る納付書が申立人に対し発行されたことは推認できるが、当該被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳において、当該期間の保険料が納付された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時、A 市から住所を移動しておらず、同市

以外に住民登録していないなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は合計 77 か月と長期間であるところ、申立人は、申立期間の国民年金保険料を全て納付したとしているが、申立人から保険料の納付を裏付ける具体的な供述が得られず、納付状況は不明である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 675

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 2 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月から同年 7 月まで
申立期間の国民年金保険料は、毎月、集金により妻の保険料と一緒に納付していたはずなので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 町（現在は、B 市）作成の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和 57 年 1 月 20 日に国民年金被保険者資格を喪失し、同年 8 月 24 日に被保険者資格を再取得したこと、及び被保険者資格の喪失に伴い同年 1 月の国民年金保険料は同年 2 月 20 日に還付されたことが確認できる上、国民年金被保険者台帳においても同様のことが確認できることから、申立期間当時、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間の納付書が発行されることは無く、申立期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 778

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 2 月 21 日から同年 3 月 1 日まで
私は、平成 2 年 2 月末日まで A 社で勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無かった。私の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保管する賃金台帳から、申立人は、平成 2 年 2 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

しかしながら、当該事業所から提出された申立人の退職願の写しによると、「平成 2 年 2 月 20 日」をもって退職したい旨が記載されている上、当該事業所に係る雇用保険の被保険者記録によると、申立人が雇用保険の被保険者でなくなった日は、「平成 2 年 2 月 20 日」であることが確認できる。

また、申立期間における勤務実態について、当該事業所に勤務した複数の同僚に照会したが、申立人の事務職の後任者は、申立人が申立期間に勤務していたかは不明としており、他の同僚からも申立人の勤務実態を裏付ける関連資料及び供述を得ることができなかった。

さらに、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の被保険者資格喪失日は、「平成 2 年 2 月 21 日」と記されており、当該年月日はオンライン記録と一致する。

このほか、申立人が、申立期間において当該事業所に勤務していたことについて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 779

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 2 月 21 日から同年 3 月 21 日まで

私は、昭和 54 年 2 月頃、A 社（現在は、B 社）に入社したが、入社した月の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、複数の同僚は、「当時、この会社では、すぐ辞める人が多く、雇用保険に加入後、少し様子を見てから厚生年金保険に加入させていた。」と供述しているところ、当該事業所において、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した 10 人のうち、雇用保険の被保険者記録が確認できる 9 人は、全て厚生年金保険の被保険者資格の取得日より 1 か月以上前に雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、当該事業所が加入していたC厚生年金基金は、「申立人の当基金における資格取得日は、昭和 54 年 3 月 21 日と記録されている。」と回答しており、当該年月日は、健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている厚生年金保険被保険者資格取得日と一致している。

さらに、事業主は、「当時の資料を保管していないので、申立人の厚生年金保険に関することは何も分からない。」と回答しており、申立人の申立内容を裏付ける関連資料及び供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により
給与から控除されていたと認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 780

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 11 月 10 日から 58 年 3 月 16 日まで

私は、昭和 55 年 11 月 10 日から A 社に勤務した。当初は国民年金に加入していたが、途中から厚生年金保険に加入したことを覚えているので、私が申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立人から提出された A 社に係る辞令書（写）により、申立人が申立期間のうち、昭和 55 年 11 月 10 日から 56 年 7 月 9 日までの期間、同年 8 月 10 日から 57 年 4 月 9 日までの期間、同年 5 月 10 日から 58 年 1 月 8 日までの期間及び同年 2 月 9 日から同年 3 月 15 日までの期間において同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所に係る事業所記号番号払出簿によると、同事業所は、昭和 58 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人が同時期に勤務していた同僚として名前を挙げた 4 人は、当該事業所において申立人と一緒に勤務していたと供述しているものの、申立人と同様に、当該事業所が適用事業所となった昭和 58 年 4 月 1 日より前に厚生年金保険被保険者資格を取得している者はいない。

さらに、申立期間は、国民年金保険料の納付済期間であることが確認できる上、当該事業所に係る厚生年金保険の関連資料について、A 社の人事関係資料を承継した B 社は、「当時の資料は無く、申立どおりの届出と保険料納付を行ったかは不明。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。